

処 分 の 概 要	録音、撮影等の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町教育委員会傍聴規則 第5条第2項
法令(例規)番号	平成12年美幌町教育委員会規則第5号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 学校教育グループ 総務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) みだりに傍聴席を離れないこと。</p> <p>(2) 帽子、コート、マフラー類の着用をしないこと。ただし、病気その他の理由により委員の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 飲食をしないこと。</p> <p>(4) 静粛を守り、私語談笑等をしないこと。</p> <p>(5) 議事に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長長の許可を得たときは、この限りではない。</p> <p>3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ、写真、映画等を撮影し又は録音等をする目的を明確にしており、その目的が公序良俗に反しないものであること。 ・ 写真、映画等の撮影又は録音機等のいずれかの方法によるかをあらかじめ提示していること。
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	区域外就学
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	学校教育法施行令 第9条
法令(例規)番号	昭和28年政令第340号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 15 日</p> <p>処分機関 15 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 学校教育グループ 学校教育担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(区域外就学等)</p> <p>第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。</p> <p>具体的な取扱いについては、「美幌町立小・中学校学区外就学・区域外就学許可要綱」による。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	就学学校の変更 (学区外就学)
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	学校教育法施行令 第8条
法令(例規)番号	昭和28年政令第340号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p> 經由機関 日</p> <p> 協議機関 日</p> <p> 処分機関 30 日</p>
所 管 部 署 名	教育委員会 学校教育グループ 学校教育担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。</p> <p>具体的な取扱いについては、「美幌町立小・中学校学区外就学・区域外就学許可要綱」による。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	